



就職活動したいけどハローワークまでの交通費がない

就職の面談に行きたい

借金の相談に行かなきゃ...

ひきこもりがちだったけど
新たな一歩を踏み出したい

あなたの一歩を応援します

— 就労・外出支援交通費助成金 —

下記に該当する方に対し、事前に交通費を助成します

- ① 生活困窮者自立支援事業の利用者もしくは利用予定者
- ② 長期に就労歴や福祉事業所等への通所歴がなく、新たな社会参加を目指して支援機関へ通所する方（障害者総合支援法に基づく事業所への通所は対象外）
- ③ 小口資金貸付事業、家計相談支援事業、生活福祉資金貸付事業を利用している方
- ④ 債務整理等の目的で相談機関（法テラス等）を利用する方

その他、交通費の捻出が厳しい方はご相談ください。

助成額：目的地までの往復に要する交通費実費

（1回あたりの上限3,000円、原則一人5回まで）

「お問い合わせ・申請先」

東海村社会福祉協議会

生活支援ネットワーク係

〒319-1112

東海村村松 2005

総合福祉センター「絆」内

電話：029-283-0205

FAX：029-283-4535